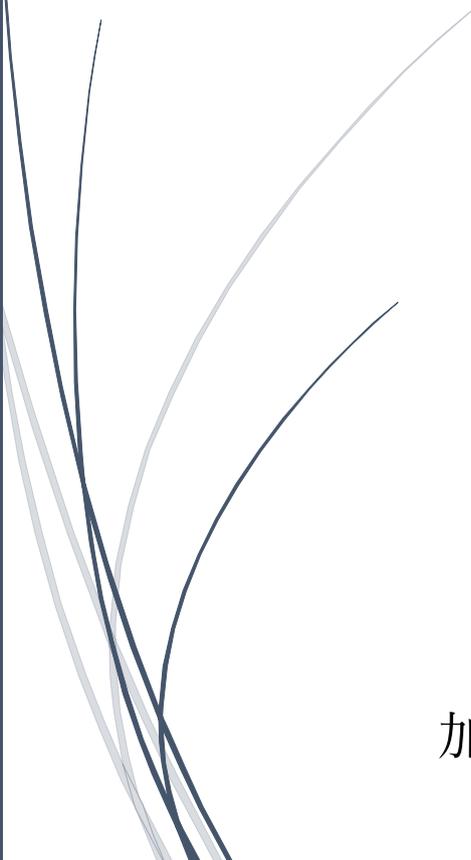


令和5年度

加美町水田農業 ビジョン

～持続可能な水田農業の確立に向けて～



加美町農業再生協議会

第1 地域農業の現状とビジョンの目的

加美町は、宮城県の北西部に位置し、奥羽山脈に源を発する鳴瀬川や田川が形成した西部丘陵（段丘）地域と東部の大崎低地を中心として、広大な水田稲作地帯、世界農業遺産「大崎耕土」が広がっている。

古くから稲作が行われてきたが、地形的に「やませ」による低温・寡照の影響を受けやすく、特に用水温が低く冷気が滞留する西部地域で年による豊凶の差が大きく出る傾向にある。

主力品種の「ひとめぼれ」や、多収性品種の「まなむすめ」、新たなブランド米として期待される「だて正夢」を中心とした生産が広く行われる一方、西部地域ではその土壌特性を生かした「もち米（みやこがねもち）」の栽培が奨励され、県内でも有数のもち米生産団地を形成するなど宮城の美味良質米生産の一翼を担っている。

主食用米以外では、飼料用米、WCS等の新規需要米のほか、牧草等の飼料作物を活用して、繁殖和牛や乳牛を中心とした畜産振興が図られており、担い手を中心とした大豆の生産や、ねぎ・たまねぎ等の振興野菜などの栽培も広く行われている。

ただ、農業者の高齢化等により、将来に向けた担い手不足が懸念されており、今後、担い手の確保とともに、生産基盤のさらなる強化などにより、持続可能な水田農業の確立を図っていく必要がある。

そのためには、農業者、関係機関・団体、行政が一体となった強力な取組が重要であり、その指針とすべく、本ビジョンを定めるものである。

第2 米をめぐる情勢と加美町農業再生協議会の役割

国は、米政策改革により平成30年産米から生産数量目標の配分を行わないこととし、生産者や集荷業者・団体など産地自らの判断により需要に応じた米生産に取り組むこととした。

この見直しを受け、宮城県では県農業再生協議会において、毎年国の需給見通しを踏まえ市町村ごとの「生産の目安」を地域農業再生協議会に示すこととしたが、人口減少や食の多様化などにより全国で毎年10万トンのペースで消費量が減り続ける中において、「生産の目安」もまた、加速度的に縮小を続けている。

また、令和4年度には水田活用の直接支払交付金の見直しが行われ、5年間水張り（水稻作付）が行われない農地について、同交付金の交付対象水田から除外されることになるなど、水田農業を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

加美町農業再生協議会は、こうした米をめぐる情勢を見極めつつ、今後も実需、生産現場の声に耳を傾けながら「売れる加美米づくり」の推進を図る一方、「適地・適人・適作」を考慮した上で、収益性の高い園芸作物への転換誘導や、国産需要が高まっている大豆や麦、新市場開拓用米等の生産拡大を図り、国県補助事業等の活用による施設・機械の整備促進など、県、町、農協等関係機関と連携しながら、本ビジョンの実現に向けた取組を推進していくこととする。

第3 本町水田農業が抱える課題

本町においても、農業の担い手不足は深刻な状況であり、町の農業粗生産額及び農家一戸当たりの農業所得は減少が続き、農業を主業とする農家の割合も低下している。また、子弟の他業種への逸失などで後継者が育たないまま農業者の高齢化が進んでおり、将来に向けて地域農業を支えるべき担い手の不足、これに伴う耕作放棄地の拡大が危惧されている。

直近においては、コロナ禍による外食需要の低迷により、令和3年産米概算金が大幅に下落し、稲作に多くを依存する本町農業は大きなダメージを受けている。今年に入って、コロナの感染拡大は落ち着きを見せ、外食需要も回復して米価も以前の水準に戻りつつあるが、少子化に伴う人口減少により、今後も米需要全体の縮小は避けられない状況となっている。

そのため、コメについては、引き続き「生産の目安」による需要に応じた生産とする一方、地域における農業所得を最大化し、持続可能な水田農業を確立するため、地域に適合し、なおかつ低コストで高い販売収入を見込める転換作物の確立を急ぐ必要がある。

コメは、「ひとめぼれ」、「まなむすめ」を中心に、もち米「みやこがねもち」や酒米（酒造好適米）等の作付を進めているが、「売れる加美米づくり」の確立に向けて、今後も需給動向を見極めたうえで、生産環境に即した適切な品種の選定、作付を徹底していく必要がある。また、未だ低温・寡照等の気候変動に対する脆弱性を有していることから、収量の安定や品質の向上に向けた土づくり、栽培技術の向上を一層推進していく必要がある。

転換作物では、大豆と飼料作物で水田畑作物のほぼ9割を占め、取組も定着しつつあるが、大豆は実需が求める品質には至っておらず、収量の不安定さもあり取組面積は伸び悩んでいる。主食用米からの転換が容易で交付金単価も高い飼料用米の作付意向が強いことも要因ではあるが、農業所得全体の向上に向けて、水稻との適切なローテーション、または湛水管理による生産性向上の取組を推奨しつつ、適期作業確保のための団地化、排水対策、土づくり等を一層推進していく必要がある。飼料作物は、戦略作物助成の見直しによる取組の縮小が顕著になっていることから、優良粗飼料確保に向けて、湛水管理による生産性向上の可能性を探るとともに、適切な草地更新による草質の向上、需給マッチング等有効利用に向けたスキームの構築を急ぐ必要がある。

また、「食の安全」の確保に向け、世界的な潮流となりつつある有機農業の推進についても、主要品目について地域の多くの農業者が取り組めるよう、地域の実情に合った栽培技術の確立を図っていく必要がある。

第4 水田農業ビジョンの目標

持続可能な水田農業の確立に向けては、将来にわたる担い手の確保が必須の要件となるが、今後も農地として利用すべき区域について、「人・農地プラン」の法定化によって、町が農業委員会、JAなど関係機関と連携し令和6年度までに策定することとなる「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」に盛り込まれる農地利用の将来像である「目標地図」において農地1筆ごとの耕作者（担い手）を明確化していくことで、将来にわたる農地としての利用の継続を図っていくこととする。

農産物の生産・流通においては、引き続き、地域の特性を活かした農作物生産の取組を推進することとするが、これまで以上に市場原理が反映されることになるため、農業者・集荷販売団体が一体となって生産・販売体制を強化するなどし、将来的に農産物の販売収入のみで経営が成り立つような経営体の育成を目指すこととする。

集落営農については、集落の合意に基づき、担い手とそれ以外の農家がそれぞれの役割を果たせるよう、引き続き、最適な仕組みの構築を図ることとする。

一方、米の需要量は、コロナ禍前から、全国レベルで毎年10万トンのペースで減少しており、少子高齢化で人口減少が本格化する中、今後も需要回復の見込みはないことから、転換畑作物を水田農業の確立に向けたもう一つの柱と定め、今後、関係機関と一体となり、コメを含めた全作物の販売代金、助成金、これらにかかる労働費を含めたコストを勘案し、地域ごとの気候や土壌条件なども考慮に入れた最適な作物ミックスの検討を進め、実際の作付に結び付けることで、町全体の農業所得の底上げ、最大化を目指すこととする。

これらの目的を達成するため、次のとおり「水田農業の構造改革達成方針」を定め、国の経営所得安定対策等をフルに活用しながら、目標達成に努めるものとする。

水田農業の構造改革方針

1. 消費者ニーズに即した適切な水稻作付と畑作物の振興による農業所得の向上
2. 地域農業を背負って立つプロ経営体及び集落営農の育成支援
3. 消費者に提供する安全・安心な農作物づくりの環境とそれを支える土づくりの推進
4. 地産地消と食と農の教育の推進

1 消費者ニーズに即した適切な水稻作付と畑作物の振興による農業所得の向上

(1) 主食用米

(ア) 主食用米の販売計画

主食用米は水田農業の支柱であり、消費者ニーズに応え産地間競争に勝ち残るため、販売先の明確化や品質基準の設定による高品質化、銘柄ごとの特性を生かした差別化販売を推進する。

- ① 主な販売先は全農の系統委託販売とするが、それだけに頼ることなく、加美よつば農協単独による販売（JA直販）も継続して推進する。
- ② 大口需要の要望に応えられるよう、均質で扱いやすいフレコンバックによる安定的な供給出荷体制を維持する。
- ③ 消費者の志向が、価格だけでなく、安全性、環境、持続可能性へも向けられており、有機栽培米、特別栽培米などの環境保全米は今後も根強い需要が見込めることから、一定数量の確保、販売に努め、栽培技術及びブランドの定着を図る。

(イ) 主食用米の作付計画

- ① 米の生産数量目標の廃止、需要の減退により、産地間競争が一層厳しさを増す中、実需からの要望の強い銘柄や、差別化により有利な販売が期待できる品種構成へと誘導する。あわせて、適切な土づくり、栽培管理の励行を促し、気候変動に強い、高品質、安定収量の米づくりを目指す。

令和4年度・5年度・8年度の生産の目安及び作付面積目標の見込み

| 年 度 | 生産の目安 | 水田面積 | 水稻作付面積 | 生産調整面積 | 水稻作付率 |
|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|
| R4 | t 14,308 | ha 5,136 | ha 2,705 | ha 2,431 | % 52.7 |
| R5 | t 14,309 | ha 5,128 | ha 2,705 | ha 2,423 | % 52.8 |
| R8 | t 14,084 | ha 5,120 | ha 2,662 | ha 2,458 | % 52.0 |

※令和8年度計画は、水稻作付率52%、基準数量529kg/10aで算定。

- ② 品種別には、「ひとめぼれ」を主力としながらも、単一品種偏重によるリスクを回避するため、多収性品種である「まなむすめ」や地域特性を生かした「みやこがねもち」、また「金のいぶき」など高価格帯米の作付拡大を図るとともに、根強い人気がある「ササニシキ」、「蔵の華」等酒造好適米についても需要に即して一定の出荷数量確保に向けた作付誘導を図っていく。
- ③ 安全安心な米づくりが求められていることから、毎年、一定面積を慣行栽培から減農薬・減化学肥料のいわゆる「減・減栽培」による特別栽培米へと誘導する。
- ④ 本町は、環境負荷軽減に取り組む産地として、有機栽培米を販売戦略上重要な商品と位置づけ、平成7年度から作付の拡大を進めている。目標の令和8年度には、有機栽培を含む環境保全米の作付面積を400ヘクタールまで拡大し地域ブランドの確立を図る。
- ⑤ 育苗作業の軽減により畑作物の栽培に労働力を向けられるよう、直播、密苗など新たな省力的栽培手法の導入促進を図る。令和8年度には、新たな手法による作付面積を240ヘクタールまで拡大できるよう導入指導を行う。
- ⑥ 米価が下落する中においても水稻生産を維持していくためには、生産資材に係るコストの縮減も重要であることから、これまでの取組の中で定着してきた営農組織単位での予約購買システムを活用して流通コストの低減を図っていく。

(2) 備蓄米

主食用米の需要減少が止まらない中において、主食用米と同じ品種による同様の作付が可能のため、県別優先枠を最大限に活かした取組みを継続する。

(3) 非主食用米

米態様の非主食用米は、主食用米からの転換が容易であることから、畑作物の栽培適地

が少ない本町における主要な転換作物となっている。

本年においても、需要に応じた主食用米の生産とするため、飼料用米を中心とした転換を推進していくものとする。

- ① **飼料用米**については、ブロックローテーション等で転作に取り組む営農組織に対し、これまで復田に対応できる一般品種での取組を奨励してきたが、令和6年度以降、専用品種以外での取組に対する戦略作物助成が減額されることから、多収性の専用品種を基本に取組を推進していくこととする。また、直播、疎植など新技術の導入による低コスト化を進めるとともに、荒らしづくりを防止するための指導を徹底し、専用カントリーエレベーターの利用による不正規流通、主食用米との混入（コンタミネーション）の防止を図っていく。
- ② **米粉用米**は、引き続き「ひとめぼれ」による取組を基本として、実需（学校給食、地元製粉会社）との結びつきを強化していくこととするが、価格が高騰する輸入小麦の代替品としての注目が集まっていることから、今後、地域に適合した専用品種の育成、導入に向けて、関係機関との連携を強めていくこととする。
- ③ **新市場開拓用米（輸出米）**は、多収性品種での取組によって実需が求める数量確保を目指すとともに、水田リノベーション事業の活用などにより低コスト化を促進し、価格競争力強化による販路の拡大を目指す。
- ④ **WCS（ホールクロップサイレージ）用稲**は、飼料自給率の向上のため、特に草地の拡大が困難な地域での取組を推進する。また、畜産農家との連携を強化し、地域における安価で安定的な粗飼料供給体制の構築を図るとともに、現地確認等における肥培管理指導を徹底し、荒らしづくりを排除する。
- ⑤ **加工用米**は、もち米（みやこがねもち）による取組を基本とし、調整水田や自己保全管理等の不作付地の解消を図る上からも、飼料用米等の新規需要米、大豆など畑作物による取組が困難な地域を中心に作付の拡大を進める。

（4）飼料作物

本町では、現在、**肉用繁殖牛 1,770頭**（母牛 1,670頭、育成牛 100頭程度）、**肉用肥育牛 121頭**、**乳用牛 1,806頭**（成牛・育成牛 1,740頭、肥育ホル雄 66頭）（令和5年4月時点）が飼養されているが、令和4年度の水田における粗飼料作物作付面積は512haと前年から大きく減少し、多年生牧草に対する戦略作物助成厳格化の影響が如実に現れる結果となった。今後も「5年水張りルール」による取組の減退が予想される中、畜産農家への安定供給確保に向けた作付の維持・拡大が重要となっている。

- ① **牧草（多年生、一年生）**は、引き続き団地化を推進し、低コスト化による優良粗飼料確保に努めることとするが、今後も戦略作物助成の見直しによる取組の縮小が懸念されることから、長年更新されていない草地については適切な手法による更新を促して収量及び草質の向上を図るとともに、湛水管理による生産性向上の可能性を模索して交付対象農地としての存続を図りつつ、需給マッチング等有効利用に向けたスキームの構築を目指す。
- ② 輸入飼料価格の高騰が続いていることから、国産需要の増大が期待され他の作物と比べ低コストかつ省力的な生産が可能とされる子実用を含む**飼料用とうもろこし**に

ついて、近隣自治体における実証結果を踏まえながら、引き続き、適地における取組の可能性について検討を進めることとする。

(5) 水田畑作物

(ア) **大豆**は、豆腐や納豆の原料として、近年、国産需要が大きく高まり価格も上昇傾向にあることから、麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト（麦・豆プロ）等各種補助事業を活用した施設整備や機械の導入、排水対策及び雑草防除等を推進して生産基盤の構築を進め、取組面積の拡大につなげていくこととする。また、栽培技術指導等を実施し品質向上と収量の増加を図るとともに、大規模団地化による低コスト化を進め、経営体ごとの収益性を高めながら全体的な所得の向上を目指す。

品種としては「タンレイ」、「ミヤギシロメ」を中心に団地化が図られているほか、新たな品種による取組もあり水田畑作物として定着してきており、令和5年度は346haの作付予定となっている。

なお、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故により放出された放射性セシウムの吸収抑制を図る必要から、加里（カリウム）肥料散布を作付条件とする。（県基準）

(イ) **麦**は、令和4年産での取組実績及び令和5年産における取組予定はない。これまでの大麦での取組では、収穫時期が梅雨時と重なったことで「硬質麦」が発生しWCSの作付けに切り替えた経緯があり、本町においては取組がなかなか定着しない状況にある。

ただ、特に**小麦**については、国際的な取引の増大や世界情勢の不安定化により価格が高騰し供給も不安定になっており、国産需要が高まりを見せていることから、これまでの大麦での実績を踏まえ適地を見極めつつ、今後、取組を促していくこととする。県北部では、隣接する古川地域まで取組が拡大してきていることから、大豆とのローテーションの中で基幹作として取り入れられないか、次期作以降に向けた検討を進めていく。

(ウ) **そば**は、現在10ヘクタールほどの取組が行われているが、実需との契約に基づき安定的な供給を確保するため、産地交付金を活用し、排水対策など複数の収量向上対策により栽培条件を整備し、収量の安定・向上と作付拡大を図る。

(エ) **地力増進作物**は、少ない労働力の投入で化学肥料に頼らない地力増進が可能で、高収益作物の栽培や有機農業を始めとする環境保全型農業へもつなげることもできることから、引き続き、取組を推進していく。

(オ) 振興野菜等

水田農業の高収益化を図るため、振興野菜を中心に栽培の大規模化をさらに進めていくこととするが、その上で必要となる作業機械・施設については、国・県の補助事業を積極的に活用して導入を促進することとしつつ、加美よつば農協が中心となって新規耕作者への栽培技術指導を行うなど、取組拡大のための推進体制を強化するものとする。

① **ねぎ**は、本町における栽培技術が確立し、国の指定産地としてネームバリューもあることから、地域特例作物に指定し、販売先を生協及び仙台市場として更なる取組の拡大を図っていく。

② **たまねぎ**については、生協、農産加工企業との契約栽培を基本としつつ、あわせて市場出荷や産直販売の拡大を図っていくこととする。

③ **はくさい**については、地元漬物メーカーとの契約栽培をメインとする。また、生協への

販売のほか、市場出荷の拡大も図っていく。

- ④ **西洋野菜**についても、引き続き、需要の伸びが期待できることから、取組の拡大を推進する。販売先は生協及び、県外市場をメインとするが、地域における認知度を高めるため、県内市場への出荷や直売所での販売も推進する。
 - ⑤ **山菜**は地域特産物として中山間地への作付を推進し、販売は直売所及び市場出荷とする。また、町の農産加工施設を活用し付加価値を高めた加工・販売も推進する。
 - ⑥ **加工・業務用野菜**については、加美よつば農協との契約栽培を基本とする。
はくさい・トマト・にんじん・キャベツ・枝豆・かぼちゃ・たまねぎ・大根・ねぎについて、安定生産と栽培面積の拡大を進め、農産加工企業との結び付きを一層強化して、生産・流通体制の確立を図る。
 - ⑦ 一部で取組が始まっている**食用かんしょ**について、地域における新たな振興作物として、来年以降の本格的な取組に向けた栽培実証を行う。
 - ⑧ これまでの町による実証で栽培技術が確立しつつある**薬用作物ムラサキ**について、今後、町の特産品として産地化、ブランド化を図るため、取組を支援する。
- (カ) 現状で振興作物等高収益作物の取組が定着しているほ場については、畑地化促進事業による**畑地化を推進**していくこととする。

2 地域農業を背負って立つプロ経営体の育成支援

(1) 担い手への支援

町、農業委員会、認定方針作成者、土地改良区等の関係機関は、県大崎農業改良普及センターとの相互連携により、担い手に対する濃密な営農指導体制を整備し、営農診断、営農計画改善等を示して経営計画の立案を行うよう誘導を図りながら、育成・支援に努めるものとする。

- (ア) 担い手への集積と土地利用調整は、集落の農用地利用改善団体が主体となって行う。
- (イ) 農作業受委託等による担い手への農地集積を推進し、規模拡大による経営の安定化と生産コスト低減を図る。また、農作業受委託から利用権設定への移行も進める。
- (ウ) ほ場整備事業における一時利用段階から、担い手への作業受委託契約締結を目指した土地利用調整を推進する。
- (エ) ほ場整備等の農業基盤整備事業を推進し、水田汎用化による高度利用を図る。

(2) 担い手の基準

「集落の合意を得て選ばれる担い手」の基準は以下のとおりとする。

| |
|---|
| 認定農業者 特定農業団体及び同要件を有する組織 構成員の中に認定農業者が一人以上いる生産集団(※) |
|---|

※「生産集団」は、代表者及び構成員、活動等に関する規約を有し、集団の経理を一元化した会計決算を行っている組織であることを要件とする。

生産集団・戸別の担い手農家に対しては、認定農業者移行に向けた誘導を図るため、研修会等を通じた啓蒙や経営改善計画の指導及び支援に努めるとともに、法人化に向けた支援に努める。

(3) 担い手育成の目標

(経営体数)

| | | 令和3年度 実績 | 令和4年度 実績 | 令和5年度 計画 | 令和8年度 目標 |
|--------------------------------------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 全 体 | 個人 | 2,278 | 2,268 | 2,265 | 2,260 |
| | うち認定農業者 | 228 | 220 | 220 | 210 |
| | 法人 | 30 | 33 | 33 | 35 |
| | うち認定農業者 | 30 | 31 | 33 | 35 |
| | 組織 | 45 | 45 | 44 | 40 |
| | うち特定農業団体 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 2,353 | 2,346 | 2,342 | 2,335 |
| ナ ラ シ 対 策 加 入 者 | 個別農業者 | 65 | 42 | 40 | <u>35</u> |
| | うち法人 | 9 | 7 | 5 | <u>3</u> |
| | 組織 | 40 | 40 | 39 | 38 |
| | うち特定農業団体 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 105 | 89 | 79 | <u>73</u> |

3 安全安心な農作物づくりの環境とそれを支える土づくりの推進

(1) 安全で安心な農作物づくり

国では、カーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進するため「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までにオーガニック市場を拡大しつつ、全耕地面積に占める有機農業の割合を25%（100万ha）まで拡大するとしている。

本町においては、「安全安心な米づくり」として、以前からJA有機米生産部会を中心とした有機農業による米作りに取り組んでいるが、今後も、有機栽培米を販売戦略上の重要なオプションと捉え取組の拡大を目指すこととし、環境負荷軽減に取り組む「オーガニックビレッジ」も視野に、地域ブランドの確立を図ることとする。

(ア) 消費者が求める安全で安心できる農作物供給に向け、水稻と振興作物の全品目について栽培履歴記帳を実施して、トレーサビリティ体制を強化する。

(イ) 農業用廃プラスチック適正化処理推進協議会による定期的な廃プラスチックの回収を継続的に行うとともに、専用肥料袋・マルチ資材等のリサイクルを推進する。

(2) 農作業づくりを支える土づくり

農産物の安全性・品質確保等環境に配慮した農業技術の啓発普及を図るうえで水稲の有機・減農薬・減化学肥料栽培の推進が不可欠である。更に畑作物の作付拡大には、土づくりがより重要性を増してくることから、完熟堆肥を活用した土づくりを行える地域内循環システムを土づくりセンターを中心に構築していく。

土づくりセンターは、畜産農家、耕種農家がともに経費を負担し集落ぐるみの散布体制を構築することとするが、運営に当たっては関係機関・団体及び利用農家が一体となった組織により、明確化した役割分担の中で健全経営を目指すものとする。

(3) 環境に配慮した基盤整備事業推進と日本型直接支払制度

(ア) ほ場整備事業等の農業基盤整備事業は、事業計画立案段階から生態系の維持と環境に配慮し適正な事業実施に努めるものとする。

(イ) 日本型直接支払制度の農地維持支払・資源向上支払制度を活用し農地の多面的機能を支える共同活動や、地域資源の質的向上を図る共同活動の支援を行う。

4 地産地消と食と農の教育の推進

(1) 地産地消の推進

(ア) 地場産品の学校給食への利用促進のため、利用者・供給者及び関係機関・団体で構成する組織により、利用供給に当たっての円滑なシステム構築を継続する。

① 小・中学校の食材供給体制を継続するとともに、幼稚園・保育所、及びデイサービス等の社会福祉施設に地場産品を含めた使用食材の大部分の品目を供給することを目標とする。

② 食材の利用供給方法は利用者からの受注及び生産者等への発注、集配は供給組織が一括管理し、その供給ルートは農産物を中心に農協を基本とする。

③ 供給食材の種類・単価等について、利用者・供給者間の合意に基づく統一基準を定め実施運用するものとする。

(イ) 高付加価値食品は、町内加工施設の活用の他に町内立地企業との連携を視野に入れた商品開発を行い、販路拡大を目指すものとする。

① 米粉用米利用による米粉パンは販路を学校給食中心とする。

② パックご飯、冷凍・レトルト食品等の開発を行うものとする。

③ 野菜、山菜類は漬物や保存食品の開発を行うものとする。

(ウ) 既存の直売所、インショップの他、必要に応じて核となる直売所を増設し、直売所間のネットワーク化を図る。各直売所は地域の特色を活かした独自の展開とし、農産物・加工品に加え、料理の提供も目標とする。

(エ) 加美町のこだわり栽培（有機、無農薬）食材を使った伝統料理や、オリジナル料理の開発を行い、町施設、農家レストラン等で提供し、町外にもPRを図る。

(オ) 米、野菜等の農産物を組み合わせた「加美の味」宅配の拡大を目標とする。

(カ) 農村の資源を活用して行う農業・農村体験、イベント等のグリーンツーリズムによる都市農村交流を推進する。また、地域の持続性維持の観点から集落営農組織がビジネスとして行えるモデルを構築する。

(2) 食と農業教育

(ア) 体験農業等を通じて農業を身近に感じながら、食べ物を正しく選べる知識を醸成するものとする。

(イ) 子供の食育を通じて、家庭（親）の食生活見直しと改善を促すものとする。

第5 ビジョン実現のための方策等

(1) 転作地水稲作付地の確認方法

(ア) 交付対象となる事項の確認は、加美町農業再生協議会が行うものとする。

(イ) 水稲作付地等は生産調整実施者の水稲生産等実施計画書と農業共済組合台帳との照合により確認する。

(2) 「生産の目安」及び作付面積目標の換算値について

(ア) 「生産の目安」について

① 「生産の目安」の設定にあたっては、認定方針作成者の需要に応じた生産計画を取りまとめて県に報告し、県では県農業再生協議会において国の需給見通し、在庫状況等を踏まえ市町村ごとの「生産の目安」を定めて各地域協議会に示す。

② 県から示された「生産の目安」（数量ベース）を本町の基準単収で除して得られたものを換算面積とし、当該換算面積から飯米農家所有面積を差し引いたものを販売農家の換算面積とする。さらに、販売農家の換算面積を当該耕作水田面積で除して得られたものが、販売農家の生産の目安率となり、この率を用いて個々の販売農家の耕作面積に応じて「生産の目安」及び換算面積を算定する。

なお、飯米農家は所有水田面積が作付面積となるため、基準単収を乗じて得られたものを生産の目安とする。

③ 「生産の目安」の取組者は水田耕作面積10a以上の生産者とする。

(イ) 基準単収の設定

① 基準単収の設定にあたっては、県が示す市町村別の10aあたり平均収量（統計データ）市町村別の面積換算に用いる単収529kg/10aを基本とする。

② 本町は、地理的に東部の肥沃な沖積平野から西部の山間高冷地に至る広範囲に農地が広がっており、農作物共済の水稲基準単収においても最高値と最低値で160kgの差があることを踏まえ、「生産の目安」の範囲内において、農業者ごとに耕地条件に応じた段階別の基準単収を定めることとする。

ただ、集落営農組織については、構成員ごとの基準単収とはせず、組織毎に一つの基準単収を用いることとする。

(ウ) その他の取り組み

- ① 国の交付対象水田に係る新たな方針に基づき、水稻（水張り）を組み入れない作付体系が数年以上定着し畑作物のみを生産し続けている水田や、今後も水稻作に活用される見込みのない水田については、毎年点検、洗い出しを行い状況の把握に努めることとするが、その中で、水田機能を保持し耕作条件が良好なほ場については地域におけるブロックローテーションへの組み入れなどによる復田を促進しつつ、すでに畑作物等の栽培が定着し復田が困難となっているほ場については、湛水管理による生産性向上の可能性を探りながら、国の畑地化促進事業を活用した畑地化を促していくこととする。
- ② 自己保全管理水田・調整水田において、3年間作付が確認されなかった場合、交付金の助成対象水田より除外されるので、引き続き、不作付地に対して地力増進作物を含めた作物の作付を促していくものとする。
- ③ 耕作放棄地の再生利用については、農業委員会等関係機関と協力しながら状況の把握に努めるとともに、再生利用に向けた取組を推進していくものとする。